

財 産 目 録
令和3年3月31日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						780
普通預金	(本部)鹿児島銀行 川内支店 (本部)JA北さつま 川内総合支所 (施設)鹿児島銀行 川内支店 (施設)鹿児島銀行 川内支店 (施設)JA北さつま 川内総合支所 (施設)鹿児島相互信用金庫 川内中央支店 (施設)鹿児島相互信用金庫 川内中央支店		運転資金として 運転資金として 運転資金として 定期預金利息分として 運転資金として 施設整備等の資金として 施設整備等の資金として			150,028 12,807,349 170 31,671 77,953 21,013
小計						13,088,964
事業未収金	薩摩川内市役所		保育所運営差額分			1,960,780
未収金	JA北さつま農協		建物共済 解約返戻金			0
未収補助金	薩摩川内市役所		一時保育、延長保育事業補助金他			2,370,000
前払費用			消防標識令和2年度分他			126,942
流動資産合計						17,546,686
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	鹿児島県薩摩川内市高江町1875番地 1222.91㎡ 鹿児島県薩摩川内市高江町1874番地 936㎡ 鹿児島県薩摩川内市高江町1901番地 2,227.26㎡ 鹿児島県薩摩川内市高江町1870番地2 388㎡ 鹿児島県薩摩川内市高江町1871番地2 30㎡		第2種社会福祉事業である。 保育施設等に使用して 第2種社会福祉事業である。 園庭に使用している。 第2種社会福祉事業である。 駐車場等に使用している。			6,445,500 3,321,964
小計						9,767,464
建物	鹿児島県薩摩川内市高江町1875番地 633.50㎡	令和2年	第2種社会福祉事業である。 保育施設等に使用して	166,970,522	8,320,697	158,649,825
小計						158,649,825
基本財産合計						168,417,289
(2) その他の固定資産						
建物	鹿児島県薩摩川内市高江町1901番地	平成24年	木造倉庫	2,469,201	470,177	1,999,024
建物附属設備			建物電気設備等	56,399,924	6,209,636	50,190,288
構築物			外構防音設備等	30,190,943	7,050,948	23,139,995
機械及び装置			オゾン付害虫駆除機	281,400	280,459	941
器具及び備品			冷蔵庫等	19,400,701	7,409,823	11,990,878
ソフトウェア			絵とソフト、福祉大臣ソフト等	1,465,200	1,228,427	236,773
退職給付引当資産	鹿児島県民間社会福祉施設 職員退職共済事業他		職員の退職金			5,175,575
保育所繰越積立預金	定期貯金 鹿児島銀行川内支店他		将来における人件費や器具備品等の 目的のために積み立てている定期預金			12,460,000
その他の固定資産	鹿児島相互信用金庫 JA共済		出資金 建更積立金			1,000,000 607,495
保育所施設 施設整備積立預金	JA北さつま農協		給水負担金 将来における施設整備の目的の ために積み立てている定期預金	1,718,090	128,856	1,589,234 1,200,000
その他の固定資産合計						109,591,203
固定資産合計						278,008,492
資産合計						295,555,178
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分退職共済(事業主負担分)他					101,888
一年以内返済予定 設備資金資金借入金	鹿児島相互信用金庫 借入金分					3,840,000
未払費用	3月分職員給与他					1,923,980
職員預り金	3月分社会保険料(本人負担分)他					576,876
賞与引当金	12月～3月分 職員賞与					2,272,987
流動負債合計						8,715,731
2 固定負債						
設備資金借入金	鹿児島相互信用金庫 借入金分					107,320,000
退職給付引当金	鹿児島県民間社会福祉施設 職員退職共済事業他					6,460,019
固定負債合計						113,780,019
負債合計						122,495,750
差引純資産						173,059,428

(記載事項の留意事項)

・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。

- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合には、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。